

京都市告示第208号

道路法第8条の規定に基づき、次のように市道の路線を認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年6月29日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
1	山科御陵緯51号線	山科区御陵牛尾町74番地の8地先 同町74番地の7地先		
2	山科御陵緯52号線	山科区御陵牛尾町74番地の6地先 同町74番地の7地先		
3	山科御陵緯53号線	山科区御陵牛尾町76番地の2地先 同上		
4	久世151号線	南区久世大藪町73番地の9地先 同町73番地の21地先		
5	久我経118号線	伏見区久我森の宮町11番地の243地先 同町11番地の220地先		
6	久我経119号線	伏見区久我森の宮町6番地の177地先 同町6番地の27地先		
7	久我経120号線	伏見区久我西出町13番地の134地先 同町13番地の18地先		
8	淀232号線	伏見区淀樋爪町258番地地先 同町391番地の5地先		

(建設局土木管理部道路明示課)